平成２５年（フ）第１００号
愛知県海部郡大治町大字砂子字山ノ浦396番地の１　カーサピノ201号
債務者　飯田　沙織
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県高砂市竜山１丁目２番14号
債務者　帷　　真由
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３号
兵庫県赤穂市尾崎3571番地
債務者　茶圓日出夫
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３２号
奈良県桜井市大字東新堂61番地の５
債務者　出雲　真子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５８０号
広島県安芸郡熊野町城之堀１丁目１番26号
債務者　植野　治恵
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９８号
広島県廿日市市前空１丁目７番３号
債務者　西村　里美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３８号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目24番７―201号
債務者　山下　留美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
広島市安佐南区相田４丁目10番13―201号
債務者　端場　主税
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
徳島県阿南市宝田町川原152番地１　市営宝田団地212号、旧住所徳島県阿南市宝田町今市上ノ原17番地１
債務者　秋田　友子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第９号
愛媛県四国中央市三島宮川２丁目５番10号ニューロイヤル501号、前住所愛媛県四国中央市川之江町3150番地78
債務者　西野　裕晶
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５号
愛媛県今治市南日吉町１丁目２番56号　野間マンション105号、前住所愛媛県今治市玉川町長谷甲1030番地34
債務者　青井美奈子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３号
高知県須崎市西崎町８番22号　グリーンハイツ202
債務者　藤原美智也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１６４号
福岡県飯塚市下三緒33番地１　市営下三緒団地住宅44棟205号
債務者　手嶋志津枝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１号
福岡県飯塚市忠隈１番地５
債務者　押川　政子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８１号
福岡県八女市高塚291番地１
債務者　田中　敏文
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第８２号
福岡県八女市高塚字六反田241―１
債務者　田中　真二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第５３３号
大分市大字小池原1024番地の９
債務者　村上由香里
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係